平成２４年（フ）第３４５２号
埼玉県越谷市大字弥十郎377番地５　グリーンハイムツーエイト101
破産者　有限会社木塚建設工業
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４５３号
埼玉県春日部市大衾181―３、住民票上の住所埼玉県春日部市東中野1068―９
破産者　石塚　　渉
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３４５４号
埼玉県春日部市大衾181―３
破産者　小尾　良子
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５０２号
東京都港区浜松町１丁目２番３号
破産者　ビューフォリア株式会社
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５２２号
東京都台東区根岸１丁目６番11―601号、商業登記簿上の本店所在地徳島県徳島市南佐古六番町２番28―４号
破産者　多田プランニング有限会社
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５２３号
東京都江戸川区松島１丁目32番７号
破産者　多田　利之
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５４８号
東京都品川区東五反田２丁目７番13号―601
破産者　エムズワーカース株式会社
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５４９号
東京都品川区東五反田２丁目７―13―305
破産者　塩沢　美樹
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５５４号
東京都板橋区赤塚８丁目12―11
破産者　松井　昭雄
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５９５号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘２丁目21番地２
破産者　株式会社トラストビズ
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３５９６号
東京都調布市若葉町１丁目27―18―105
破産者　須田　直人
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６３３号
東京都豊島区南池袋２丁目10番３号
破産者　株式会社キンペイ
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６３４号
東京都豊島区雑司が谷２丁目14―４―306
破産者　野中　興平
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６６３号
東京都千代田区神田神保町１丁目41番地３
破産者　株式会社Ａｌｉｃｅ
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６６４号
新潟県新潟市中央区女池西２丁目５―５―Ｄ―21、住民票上の住所東京都品川区南大井３丁目９―７―811
破産者　立野　　敦
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６８５号
東京都足立区足立４丁目38番12号
破産者　有限会社クレッシェンド
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６８６号
東京都足立区舎人５丁目27―16―201
破産者　上野　淳一
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６９８号
東京都目黒区上目黒４丁目30番14号
破産者　株式会社フォートラン
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６９９号
東京都港区台場１丁目３―２―2304
破産者　内藤　貴広
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７１０号
神奈川県横浜市中区本牧間門23番８号
破産者　株式会社名伸電機
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７１１号
神奈川県横須賀市山科台４番７号
破産者　名渡山　正
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３８８３号
青森県十和田市大字三本木字下平152―９、開始決定時の住所東京都小平市学園西町１丁目26―36―402
破産者　田頭　　明
1　決定年月日　平成24年６月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部